

を持った先輩法曹の、ほぼ一致した感想である。

- (10) 「考え方」を重視する教育は、基礎的な知識を入学前にすでにかなり蓄えている者、たとえば、旧司法試験の受験生や法学部の早い時期から司法試験を意識して本格的に法律専門科目を勉強してきた者（一貫教育組）にとっては、一段と飛躍できる有用な機会となるであろう。このことは、旧司法試験組の合格体験記（談）の示すところである。
- (11) 前掲注（8）委員会報告14頁。
- (12) この点については、現在策定が進められている「共通的な到達目標」すなわちコア・カリキュラムが参考になるものと思われる。これは、「授業において直接取り扱うかどうかに関わらず、法科大学院生が修了までに必ず修得しておくべき能力等を示すものであり、「ミニマム・スタンダード」を示すものである。また、「その策定・運用にあたっては法科大学院教育の多様性と裁量を確保し」、各法科大学院の創意工夫を尊重する必要があるものとされている（委員会報告11頁）。コア・カリキュラムは知識に限るものではなく考える力を含めた学力全般についての基準であるが、実際上は、学ぶべき最低限の知識に関して指針となることが多いであろう。
- (13) ドイツでは、2002年の改革（2003年7月1日施行）以降、従来の裁判官養成を念頭においた教育から弁護士養成を重視するようになり、法学部の授業の中にも弁護士倫理や弁護士の担当するローヤリング的な科目が取り入れられている。しかし、学問的な素養を重視するという基本姿勢は変わっていない。近年のドイツの法曹養成教育については、たとえば、石部雅亮「ドイツにおける法学教育の改革」法科大学院要件事実教育研究所報第3号70頁以下（2006年）、小野秀誠「ドイツの法曹養成制度〈海外の法曹養成制度〉」法律時報78巻2号68頁以下（2006年）、バルテルス石川・アンナ「ドイツにおける法曹養成制度の改革 上・下」書齋の窓2004.11,12（2004年）参照。
- (14) 法科大学院によっては、また、担当者によっては、本文に述べたような現状とは異なり、学問的素養の修得にも十分に配慮した授業が行われている場合も少なくないであろう。したがって、私の周囲の様子を一般化して論じることは適切ではないかもしれない。しかし、司法試験合格が学生たちの何よりも切実な目標であること、授業時間が限られていること、実務との接合が重視されていることから、問題意識も含めて、学問的素養の修得に対しては学生たちが消極的であり教員たちも及び腰であるという事実は、現在広く認められる一般的な傾向ではないかと思われる。

はかけ離れているという感じがしなくもない。今回、東亜大学校の先生方の中にも、「博士」という名称については驚いたという感想を述べられた方があった。

- (5) 韓国の法学専門大学院の入学者には、法学既修者未修者の区別はなく、全員が3年間修学するものとされている。東亜大学の側からは、1年次の法律学の学力には学生によって大きな差があり、どこに水準を合わせて教育をすべきかに苦労していることが複数の教員から発言された（東亜大学校では、現在の在學生（1年生）は、法学士4に対して非法学士6の割合であるとのこと）。1年次前期には、民法全体と民訴法の一部を含めた実務家教員担当の「民事法基礎演習」（選択科目）が開講されているが、その授業においても、受講生の力の差が大きく、授業の進め方に苦労しているとのことであった。

韓国でも法学部において専門科目として法律学をかなりの程度まで学んだ学生が法学専門大学院に入学するケースが多いであろうから、既修者と未修者を区別しないならば、入学時の学力の格差はわが国における1年次の「隠れ既修者」と「純粹未修者」以上に大きいであろう。その点、既修者と未修者を区別する日本のシステムのほうが合理的であるように考えられる。しかし、他方では、学生も法科大学院も、既修・未修によって二層分化し、実際には法学部との6年間の一貫教育が法曹養成の主流になりつつあるわが国の現状に照らすと、全員が等しく3年間履修するという韓国の制度は、ロー・スクールの本来の理念に忠実であり、上記のような二層分化あるいは格差の問題を生じさせにくいという点でより健全なあり方であるかもしれない。

なお、日本の法科大学院では、社会人や他学部出身者の法科大学院進学者が減少して大半が法学部出身者で占められるようになった現在、「多様なバックグラウンドを持った法曹の養成」という理念はその基盤の大半を喪失してしまった。それと共に、既修者・未修者の区別の実態も大きく変化している。すなわち、それは、法学部在学中から司法試験を意識して法律科目と取り組み相当の力を身につけた者と、同じく法学部出身であっても学部時代は専門科目の勉強をあまりしていないか、していてもその成果がはかばかしくない者との区別に対応するようになってきたからである。未修者教育の課題は、かつては、一般的に勉強意欲が強く知的水準も高いが法学の初心者である他学部出身者や社会人を、スムーズに法的思考になじませるためにはどうすればよいかその中心があったが、今日では、法律学の勉強における「後行組」が、法科大学院に入ってから改めて基礎をきちんと作り直し、司法試験レベルにまで学力を高めることができるのか否かに問題の重点が移ってきている。

- (6) 西南学院大学法科大学院でも、入学定員を現在の50名から35名に減らし、また、既修者と未修者について従来の内部振り分け方式を改めて、初めから未修者コース25名、既修者コース10名として学生を募集することになった。
- (7) 私は2009年8月に実施された法科大学院協会主催の司法研修所における教員研修（民事）の際に、研修所の教官から、年々修習生の力の格差が大きくなっていることとともに、相殺や手付、処分証書あるいは既判力についてそれこそ常識はずれの理解をしている具体例について聞く機会を持った。教官の説明では、そのような基本ができていないものが修習中に追いつくことはまずなく、むしろ格差は広がってゆくのだということであった。
- (8) 中教審大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（2009年4月17日付け）10頁。
- (9) 私が知り得た範囲であるが、研修所の教官、実務修習先の弁護士、新法曹と仕事上接触

ほかないのであるが、少なくとも、学説の「森」の中には足をあまり踏み入れずにすませるといふ学説回避は、法曹教育にとって望ましい姿であるとは思えない。未修者であっても3年間で、という時間的制約の下で、必要な知識を絞り込まなければならず、多くの学説の分布状況や錯綜した議論内容を割愛せざるをえないということも理解できるが、そのことによって、学説の議論や理論的産物に触れあるいはそれと格闘することを通じてその分野の法律問題についての理解を深め解釈論の地力を養う機会が疎外されるのだとすれば、法曹養成の方法として問題であり改善の必要があるであろう。単なる事案の処理に留まらず、社会の動きに対応した創造的な思考ができ、複雑な解釈論を苦とせず、しっかりした理論的なバックボーンに支えられた法解釈ができる優れた法曹を輩出することこそがわが国の法曹養成制度に求められているものであり、そのためには、司法試験の内容の再検討も含めて、学問的素養にもっと配慮した法曹養成教育ができるように工夫する必要があるのではないかと考える⁽¹⁴⁾。

-
- (1) 西南学院大学法科大学院では、現在、カリキュラム改定作業を行っており、来年度からは、現在2年次科目とされている民法Ⅲ（担保物権法）を1年次科目とし、家族法を2年次科目とする予定である。なお、東亜大学法学専門大学院の民法講義科目は、法典の編別（パンデクテン・システム）にしたがった編成になっているようである。
 - (2) シンポジウムでは、民法Ⅰの授業で用いたレジメ（虚偽表示の箇所）のコピーを配布し、内容を示しながら説明を行った。原稿だけではなくそれらの資料についても、予め韓国語に翻訳されて冊子として製本されており、参加者はそれを見ながら日本語の報告と通訳された内容を聞くことができた。
 - (3) シンポジウムでは、設例演習の回に事前に配信した「予習ペーパー」を参考資料として付け、それを示しながら説明を行った。最初に仮設事例を示し、それについてステップ1からステップ4まで、難易度に応じたQ. を掲げており、学生はそれに対する自分なりの解答を準備して授業に臨むことになっている。
 - (4) 韓国では、法学専門大学院の卒業生の学位は、従来の法学研究科の修士課程と同じく「修士」である。日本の場合、「法務」、「専門職」という語句が付されるので従来の法学博士とは異なることが示されているが、それでも、修了生の実態と「博士」という名称

を、事例問題を素材にして鍛えることに力を入れているのである。

このような状況は、かつての旧司法試験の受験生が、基本書を繰り返し読んで徹底的にそれを咀嚼し自分のものとしようとしていた勉強方法と比較しても、学問的素養を軽視する結果となっているのではあるまいか。基本書を繰り返し読むという勉強方法が、法曹養成にとって、あるいは法律学の学習方法として、最良のものであるとは思わない。法科大学院は、もっと本格的かつ効率的な法曹養成教育を実現することを目的に発足したはずである。

ただ、従来の勉強方法にも大きなメリットがあった。ひとつは、網羅的に知識をカバーできるということである。また、内容を理解しようと努めるうちに、法的な考え方や表現を習い覚えることができた。そして、基本書の中には解釈論上の論点について判例や学説の状況が述べられているから、問題の所在を知り、異なる複数の考え方に会い、自分でも考える機会を得ることができる。さらに、その場合にどのように考えるべきかについて、そのプロセスとともに理由付けや結論を提示され、価値判断の部分も含めて、著者の考え方あるいはそのスタイルを修得することができる。

これと比較すると、法科大学院では、未修者も既修者も、重要な問題について判例・学説を丁寧にフォローして分析・検討したり、基本書と向き合ってじっくりと読み込む時間的余裕があまりなく、事例と法規定とを結びつけるという練習に多くの時間を充てている。もちろん、法科大学院により、また担当教員や学生により、様々であるとは思いますが、一般的には、いろいろな学問的営為の所産と正面から向き合いそれに踏み込む機会は、従来の旧司法試験の受験勉強と比べても大幅に減っているのではないだろうか。

実務指向か学問指向か、両者をいかに調和すべきかは、法学教育における懸案事項のひとつである。伝統的には、たとえばドイツでは、まず大学でしっかりと理論教育を行い、司法試験合格後に修習を通じて実務教育をするという二段階構成を基本とし、法曹の理想像は学識法曹に求められた⁽¹³⁾。アメリカでは、ロー・スクールにおいて、初めから実践を通じて実務的能力を鍛えるという方針が採られ、法曹の代表は実務能力にたけた弁護士に求められてきた。

どちらにも一長一短があって、結局はバランスのよい落ち着いた所を見いだす

ますます軽くなっているということができるであろう。

しかし、これでは、法律学の、少なくとも実定法学の、最も主要な内容が法曹養成に生かされないということになってしまうのではないだろうか。解釈論上の論点や法的メカニズムあるいは法原則をめぐって展開され堆積してきた学説についてしっかり学ぶことは、法曹養成にとって大きな意味を持ちえないのだろうか。そうだとすれば、法科大学院の教育は法律学とは遊離したものとなり、法科大学院教育には基本的な条文の知識とその操作能力及び事件処理能力に長けた実務家教員こそが適任だということになるであろう。

私は、上記のような傾向にはやむをえない点があることは認めるが、それが望ましいものだと決して思わない。そして、近年指摘されている、基本的な知識や法的思考能力の欠如という問題の一因は、学説軽視、別の見方をすれば、実務重視・学問的素養軽視という傾向にあると考えている。のみならず、このような傾向が続けば、真に優秀な法曹は育たないのではないかという危惧を抱いている。

基本的な知識や法的思考能力の欠如という問題と学問的素養の軽視とを結びつけるのは、合理的ではないように思われるかもしれないが、基本的な知識を欠いているのは、単に「知らない」ということではなく、より根本的なところが分かっていないせいである。すなわち、その知識の持つべき意味がわからず、その必要性に思い至ることもない。根本的なところというのは、たとえば当該規定の制度趣旨というような「基本」と重なる部分もあるが、それと同じではない。学問的営為の取り扱ってきたような、より深く広い世界のことである。

法的思考能力も学問的素養と密接に結びついている。法的思考能力が、単に事実と法律構成とを結びつける力であるならば、学問的素養との間にあまり関連性はないであろう。しかし、その法律構成が結論も含めて妥当なものか否かについて検討し妥当な選択ができることも、法的思考能力のひとつである。そして、それを鍛えようとすれば、解釈論上の問題点について展開されてきた学説の内容に踏み込み、自分なりに考えをめぐらせてみるという作業が不可欠であろう。しかし、多くの場合、法科大学院では、そのような意味での法的思考能力を涵養するのではなく、その前段階の、事実と法規定とを結びつける能力

て法曹に特有の実務的素養を修得させるのみではなく、法律基本科目の内容や教え方にも、そのような教育目標に沿った配慮あるいは工夫が必要である。

たとえば、1年次の民法の授業の中で要件事実の観点を取り入れるとか、判例や設例を多用して当該制度もしくは法規定が実際にどのように機能しているのかに留意するなど、実際にも、すでにいろいろな配慮や工夫が行われている(四三参照)。

その反面において、従来主に大学の教員によって担われてきた、抽象的な概念や理論の探求及び解釈論上の議論の検討に関しては、既存の法学研究科に対してはもちろんのこと、法学部の教育と比較しても、優先順位の点で後回しにされるのが通常である。

修得させるべき知識を絞りこんで法的思考能力の養成を重視するという基本方針に沿って、限られた時間内で当該科目をひととおり教えようとする際に、まず割愛の対象になってきたのは、いわゆる解釈論上の論点等をめぐって、あるいは法的メカニズムや法原則をめぐって展開され堆積されてきた学説である。

解釈論における学問的所産との付き合い方については、法分野によって差異があるであろうが、一般的には、司法試験合格にとって学説の知識はあまり必要ないということが旧司法試験時代からいわれていた。たとえば、民法に関しては、いろいろな学説について言及している詳しい基本書よりも、最終的には、コンパクトな基本書で知識を「絞る」ほうが合格への近道であったということをよく聞かされる。

このような傾向は、法科大学院が開設され新司法試験が実施されるようになってから、より顕著になっているように思われる。新司法試験では、いわゆる解釈論上の論点について、いろいろな考え方を踏まえて法原則や法的メカニズムにまで遡って分析したり自分なりの見解を展開することは求められず、むしろ、長文の事実の記述の中に埋め込まれている法的に意味のある事実を的確に抽出して適用すべき法規定と結びつけるプロセスが重きをなしており、その先は、判例はともかく学説の知識を介する必要はなく、むしろ、端的に制度趣旨等の条文の「基本」に立ち戻って当てはめができるか否かが問われることが多い。そのことと実務的要素の重視という基本方針があいまって、学説の比重は

ては法学部卒業後平均4～5年間基本書（予備校本も含む）を中心に知識の確認と蓄積を行っていた旧司法試験の合格者と比較すると、大きな落差がある。

(10)

第二は、知識が、事例と関連づけて修得される傾向があるということである。このこと自体は批判すべきことではなく、むしろ重要であり不可欠なことであるには違いない。しかし、その場合にも、より体系的で多面的な観点からのフォローがなければ、細切れで相互に有機的なつながりのない、それ故に「穴」の残された知識になる危険性がある。法律基本科目においては、「体系的理解に裏付けられた基本的な知識」を修得することが目標として掲げられているが、「体系的理解の裏付け」の部分に大幅に学生たちの自学自習に委ねられているとすれば、実際にはそれはむしろかしい。

以上のような問題を改善する方法があるのだろうか。ひとつは、特に未修者の1年次の法律基本科目の授業のコマ数と単位数を増やして、授業に沿って必要な知識を修得する機会を増やすことであろう。先に紹介した中教審法科大学院特別委員会の報告の中では、「法律基本科目の単位数を6単位増加させ、これを1年次に配当することを可能にする」ことが提言されており⁽¹¹⁾、文科省は、来年度（2010年度）から各大学がそれに沿ってカリキュラム改定をすることを認めている。6単位の増加が根本的な解決になるというものではなく、その他にもなすべき手当があるであろうし、単位増による学生の負担増には十分配慮しなければならないが、現状の1年次の法律基本科目の単位数はあまりに少なすぎる。単位数増加は改善策のひとつとして不可避なものであると考える。その他に、授業では十分触れられなかったが必要であるという知識については、担当職員がその旨を指摘しその修得方法についても指示すること、⁽¹²⁾ さらには、当該規定や法制度について、体系的・理論的な側面にも関心を持ち理解を深めるように留意することも必要であろう。この点について研究者教員の役割はきわめて重要である。

一〇五

4 学問的素養と法曹養成教育

法科大学院は法曹養成に特化した教育機関であるから、実務基礎科目を通じ

なる。実際には、一年次の授業では講義形式が主である場合が多いであろうが、その場合にも質疑応答に配慮されており、法学部の授業等と比較して判例や設例等の比重が増している。2年次以降は法学未修者と法学既修者とは同じプログラムで授業が進行するが、法律基本科目は演習が中心となり、多くの場合、比較的長文の仮設事例を素材として、事実関係を整理し法的に意味のある事実を抽出して法律構成に結びつける練習、また、解決の筋道を的確に表現する練習に力が注がれるというのが通常であろう。3年次にはそのような傾向はさらに強まり、その延長線上に、司法試験が位置している。

このような基本方針が貫かれている以上、その結果として、旧司法試験組と比較して知識が不十分だという傾向が生じるのは当然といえば当然であろう。あるいは、法曹の卵の段階で従来よりも知識面で劣っていることは織り込み済みであり、その代わりに、多用なバックグラウンドとか調査能力、議論やプレゼンテーションの能力あるいは自由な発想等において従来よりも優れた法曹を育成する道が選択されたのだとして、この点を積極的に受け止めるべきかもしれない。しかし、実際には、従来の教育内容の下では、網羅的どころか基本的な知識をしっかりと修得することもスポイルされているのだとすれば、そのような方針が実現されているのか否かだけではなく、そもそもそのような方針が妥当であるのか否かについても、検討する必要があるのではないだろうか。

知識の修得と思考方法の修得とのバランスをとることは、法学教育における根本的な課題のひとつであり懸案事項の一つである。特に成文法主義の国々においては、法的思考と法的知識とが形式的にも実質的にも有機的かつ複雑に結合しており、前者を涵養することと後者の修得とを切り離すのは困難であるという事情があるので、判例法主義の国々とは違う問題点を抱えている。

わが国の法科大学院教育は、この点に関して思考方法重視の方向に舵を切っているのであるが、大きく二つの問題が認められるように思われる。ひとつは、学生たちが授業の予習・復習、定期試験やレポートに追われて、じっくりと基本書を読み込むことで必要な知識を蓄積する余裕があまりないということである。この点は特に未修者にとって深刻な問題であるが、既修者にとっても、2年次以降受講する授業の内容が上記のようなものであることに照らすと、かつ

今は拾い上げられるようになっている。受験者の質が大幅に高まったのであれば別であるが、そうでないとすると、玉石混淆の「石」のほうが多くなり、その中にはとんでもない質の悪い石が混入してしまうのは避けられないであろう。また、修了者について見ると、年間5000名近い修了者の中には、各法科大学院が厳格な成績評価や修了判定に心がけても、基礎的な学修が不十分な者が相当程度含まれてしまうということが容易に想像できる。

しかし、この問題は、はたして数の問題に尽きるのであろうか。司法修習レベルにかぎって見ると、研修所の教官から指摘されているような基礎的な学修の不十分さがもっぱら司法試験合格順位の低位グループに特徴的な現象であれば、そのように判断してよいであろう。おそらく、極端なケースの多くは低位グループに認められる現象であろうと推測される。しかし、筆者が知り得たかぎりでは、基礎的な学修が不十分であるという点は、程度の差はあれ、修習生や新法曹の全般的な傾向のようである。⁽⁹⁾ そうだとすれば、数だけの問題ではないということになる。法科大学院教育の内容自体に、そのような一般的な傾向を生む原因があると考えるをえない。

3 法的思考能力の養成と知識の修得

まず、知識不足という点についてはどうだろうか。従来の法科大学院教育の基本方針は、網羅的な知識の修得よりも法的な物の考え方の修得を重視するというものであった。すなわち、学ぶべき要点を整理して、多くを詰め込まないようにし、法的思考能力すなわち「法律家のように考える力」の養成に重点を置くということである。そして、このような方針は、標準修業年数3年間で法学未修者を司法試験合格のレベルまで教育するという制度設計を念頭に置いている。網羅的な知識ではなく基本的な知識と法的な思考能力が問われるのであれば、未修者であっても3年間で合格レベルに到達が可能だということである。

このような基本方針にもとづいて授業を行おうとすれば、絶対的な時間数が限られているので、知識については大幅に「自学自習」に委ねて、授業ではそれが無理なところを重点的に取り上げざるをえない。そして、考え方を鍛えるために質疑応答つまり双方向・多方向のやりとりを重視すべきだということに

六 法律基本科目教育のあり方について

1 基礎的な学修が不十分であることの指摘

良質な法曹を多数社会に輩出するという目標を掲げて発足したわが国の法科大学院であるが、その修了生や、法科大学院教育を受け新司法試験に合格した司法修習生あるいは司法修習を終えて実際に実務についた新法曹に対する世間の評価は必ずしも芳しいものではない。もちろん、高い評価も少なくないが、最近各方面から折に触れて指摘されているのは、基礎的な学修が不十分な者がかなり含まれているということであり、それが、新法曹の「品質」に対する信頼度の低さにつながっているようである。

たとえば、司法試験の考査委員や司法研修所の教官から、ヒアリングやシンポジウム等での発言という形で、ごく初歩的な素養を欠いた受験生や修習生の例がいろいろと紹介されてきた。⁽⁷⁾そして、本年（2009年）4月に公表された中教審大学分科会法科大学院特別委員会の報告（以下、「委員会報告」という。）の中では、その点について次のように集約されている。すなわち、「これまで、司法試験委員会の考査委員ヒアリングや司法研修所の教官の所感などにおいて、法科大学院を修了して司法試験を受験している者や司法修習を受けている者のうちに、基本分野の法律に関する基礎的な理解や法的思考能力が十分身に付いていないと思われる者が一部に見られる、との指摘がなされている」と述べられている。そして、それと関連づけて、「このため、将来の法曹として、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力を明確にし、偏りのない学修を確保することにより修了者の質を保証するため、すべての法科大学院における共通的な到達目標を策定する必要がある、それによって、各法科大学院における教育内容・方法の一層の改善を促進することが望まれる」とされている。⁽⁸⁾

2 数の問題に尽きるのか

こうした問題の原因としてまず考えられるのは「数」である。2000名前後が合格するという新司法試験においては、単純に考えて、合格者500人時代、1000人時代には合格できなかった層あるいは合格までにはほど遠かった層まで、

育をしてほしいということになるのも自然の成り行きであろう。法科大学院の側も、教育理念や理想的な法曹像の追求にこだわる余裕はなくなり、生き残りをかけて司法試験の実績をあげることに汲々とならざるをえない。

西南学院大学でも、多くの学生達は、司法試験科目以外の授業科目たとえば基礎法や展開先端科目についてはできるだけ負担が軽くなるように、また、司法試験科目については、論述の指導、端的に言えば答案練習の機会を多く取ることを求めている。また、これは他の法律基本科目についても同様であるが、民法科目については、ある問題について深く掘り下げて学ぶよりも、どこまで知っていれば司法試験に通用するのかを重視して、それから外れる内容には拒絶反応を示す傾向がある。判例は重視するが学説にはあまり関心を示さず、むしろ、「よけいなものを切り捨てて基本をしっかり修得しておいたほうが司法試験には役に立つ」と考える。「基本」というのは、主に、条文（要件・効果）であり、制度の趣旨のことである。また、司法試験がかなり長い設例問題であるため、長い設例の中から法的に意味のある事実を的確に抜き出して法律構成に結びつける力をつけることを授業に期待する。このような学生達の要望に対しては教員も対応せざるをえない。結果的に、法科大学院教育の実態は司法試験シフトに大きく傾いているのである。

日本の法科大学院教育は、教員と学生との熱心な取り組みによって、様々な工夫をしながら、一方において従来にはない大きな成果をあげてきた。しかし、他方では、以上述べてきたように、様々な問題点もかかえている。特に、司法試験の合格者数と比較して学生数が多すぎることから、教育内容や方法が司法試験本位になる傾向がある。その点、韓国では、設置認可の段階で、法学専門大学院の数や一校および全体での学生数について制限を設けて、司法試験の合格予定者数とのバランスが保たれており、日本のような深刻な問題は起きないのではないと思われる。日本ではどのような形で現在の深刻な問題点が解消されることになるのか今はまだ見通しが立たないが、おそらく、当分の間は、理想と現実との間で揺れ動き、調節点を模索し続けるほかないであろう。

民法の財産法に限ってみても、具体的な内容に関して——たとえば特別法の内容、学説状況等——法科大学院の段階で修得させる必要があるのか否か迷うことが少なくない。法的思考力や表現力にしても、最終的には担当者の識見に委ねるほかない場合が多い。

現在、日本では、法科大学院の教員による研究会組織で、また、文科省や弁護士会において、ミニマム・スタンダードとしての共通の到達目標（いわゆるコア・カリキュラム）の作成作業が進んでいる。コア・カリキュラムの生かし方については注意すべき点が少なくないが、法科大学院教育の質の保障にとっても、また、厳格で適正な成績評価を実現し維持するためにも、有用な手段のひとつとなるものと期待している。

3 司法試験の重圧と教育内容

日本では、2010年度入学者から、国立大学の各法科大学院の入学定員が2割以上削減される。私立の法科大学院の多くも、ほぼそれと同じかあるいはそれ以上の定員削減を決定あるいは予定している。司法試験の合格率の低さと入学志願者の減少という現実を前にして、文科省の直接的あるいは間接的な働きかけの下に、各法科大学院はそのような方策をとらざるを得なかった。司法試験の合格率について見れば、年間の修了者総数約5000名と司法試験の合格者数2000名前後という数字にほぼ対応して、前年度までの不合格者の受験者を含めて、合格率は30%前後であり、今後更に低下することが予想される。当初は「7割から8割が合格」と予想されていたのと比較するとこの数値は非常に低い。そして、法科大学院に進学できても司法試験に合格できるのはその一部にすぎないことが明らかになるに伴って、社会人を初めとして、志願者数は全体として大幅に減少し続けている。特に、地方の法科大学院においてその影響が顕著である。今回の定員削減は避けられないものであったといえよう。⁽⁶⁾

しかし、定員削減によって司法試験の合格率が多少上がるとしても、全国レベルで見ると、——5年以内3回までは受験できるということも考慮しても——司法試験がたいへん狭き門であるという点においてはたいして変わりはない。そうすると、法科大学院生の最も切実な要望は、司法試験に合格するための教

勉強が進んでいる者、たとえば法学部在学中から司法試験をめざして熱心に勉強してきた「よくできる」学生が既修者として入学するという点は変わっていない。他方、司法試験の合格率が低いという状況下で、他学部出身者や社会人で法科大学院に進学する者の数は激減し、未修者の約75パーセントは法学部出身者で占められるようになってきている。多様なバックグラウンドを持つ法曹を養成するという理念は現実には崩れ、未修者は単に法律の勉強において既修者よりも遅れている者にすぎないという状況に近づいている。そして、西南学院大学を含めて地方の小規模な法科大学院の入学者はほとんどそのような未修者によって占められるようになってきているのが実情である。

したがって、われわれの課題のひとつは、未修者として入学してきた学生達の学力のハンディをいかにして克服させるかにある。勉強の仕方や意欲の保ち方にまで遡ってケアしなければならぬことが少なくない。教員の負担はますます大きくなっている。⁽⁵⁾

2 各科目の到達目標の明確化——コア・カリキュラムの作成——

法科大学院では、厳格な成績評価と修了認定が求められている。もともとは、医学部と同様に修了者のほとんど（7～8割）が司法試験に合格するという想定の下に、学内の成績評価や修了認定と法曹資格の取得及び法曹の質の維持が密接な関係にあるということがその前提となっていた。しかし、実際には、司法試験の合格率は3割前後に留まり、学内成績や修了認定と法曹資格の認定とは直結していない。しかし、法曹養成を担う中核的な教育機関である以上、司法試験という狭き門が別途待ち受けているとはいえ、法科大学院教育の質を維持して修了者の質を高めることが最も重要な課題のひとつであることには変わりはない。

ただ、厳格な成績評価をするためには、そのための適正で客観的な基準が必要である。西南学院大学においては、成績評価に関する学外のシンポジウムや研究会に積極的に出席したり、市販の教材を研究したり、あるいは司法試験の問題を分析するなどしてそのような基準を把握しようと努めてきた。また、毎学期、成績調整会議を開いて評価の偏りについてチェックしている。しかし、

間とエネルギーを費やさざるをえない。授業終了直後の質問への対応、研究室を訪問しての質問や相談への対応のほか、専任教員は週に1回は「拡大オフィスアワー」という正規の授業以外の指導の時間を持つことになっている。何をするかは基本的に各教員に委ねられており、学生の参加は任意であるが、単に質問に対応するのではなく、積極的に学生のニーズに沿った企画を実施することとされている。

私は、授業でわかりにくかったと思われる点について学生の理解を確認しながら補足的に説明をしたり、授業のレジメに掲げた「練習問題」を検討する時間に充てている。また、民法の他の先生方は、私のような授業密着型のオフィスアワーではなく、独自に論述の指導を行ったり市販の参考書を使って事例問題の検討をすることにこの時間を当てている。

五 法科大学院をめぐる近時の状況と民法教育

2004年4月に法科大学院制度が発足して5年以上が経過した。その間、法科大学院をめぐる状況は大きく変化している。民法教育を含めて、教育の内容や方法も、その影響を受けていろいろな問題に遭遇しており、また、新たな対応や工夫がなされるようになってきている。

1 法学既修者・未修者の区別について

日本では、3年間の法学未修者のコースと2年間の法学既修者のコースとの併存が認められている。制度設計の段階では、「標準修業年限」は3年であるとして、未修者コースが基本とされていた。しかし、実際には、東京や京阪神のいわゆるブランド校の多くは、法学既修者の枠を6割あるいは7割と定めて既修者を主とする構成を取った。そして、そのようにして旧司法試験の受験生や法律の勉強の進んでいる学生たちを大量に取り込んだ法科大学院が結果として高い司法試験合格率を達成してきたのである。

旧司法試験の受験組は次第に減少して今ではあまり残っていないが、法律の

に取り組んでゆこうとする学生は少数であり、前者の設例演習のほうが問題点と適用条文をめぐっていろいろと意見が出され議論が盛り上がることが多い。⁽⁴⁾

3 実務教育との架橋について

日本の法科大学院教育の指導理念のひとつは、理論教育と実務教育との架橋である。民法科目についてみると、西南学院大学の場合には、2年次で要件事実論を学び（「民事訴訟実務の基礎」）、3年次の総合演習では、要件事実論や民事訴訟法の内容も含めて、分野横断的で実践的な対応ができるように、事例問題を内容とする市販のテキストや担当者の作った設例を用いて授業を行っている。しかし、理論教育と実務教育との架橋は、1年次の授業の段階でも配慮する必要がある。ただ、具体的にどのようにすればよいかについては様々な考え方がありうる。

西南学院大学法科大学院では、その点について次のような工夫をしている。①1年次に、「法の理論と実務」という導入的な科目がある。担当者は実務家教員であり、具体的な設例を介して、法律基本科目でこれから学ぶことが実務では実際にどのような形で使われどのような役割を果たしているのかを理解させるようにしている。②研究者教員の担当している講義科目においては、具体的な設例を重視し、その制度や規定がどのような場面でどのように機能しているのかを十分理解させるように努めている。また、③判例を重視し、その反面において、實際上あまり意味を持ち得ないような学説上の議論については極力簡潔に言及するにとどめている。④主張立証関係についても可能な範囲で配慮するようにしている。

法科大学院によっては、1年次から要件事実論に即して規定の内容を立体的・実践的に理解させるという教え方をしているところもあるが、西南学院では、まずは実体法の内容を十分に理解させ修得させるという方針から、そのような方法は取っていない。

4 授業外の学修支援

法科大学院の教員は、授業時間外の学生の質問や相談への対応にかなりの時

の比重が7：3あるいは8：2というところであろう。授業の進度への配慮や学生の要望を反映した結果である。

2 演習の内容

西南学院大学法科大学院の教員の間では、民法も含めて、法律基本科目の演習のあり方について基本的なところで考え方が分かれている。実務家教員の間では、複雑な事案の中から法的に意味のある事実を抜き出して適用条文と結びつけて法律構成できれば司法試験の合格答案としてはほぼ足りるのであって、その先の解釈論上の問題点について考察し論じる能力までは要求されていない。したがって、演習もそれに適った内容に、たとえば事例問題を用いて上記のような練習をするのを中心にするべきであるという意見が強い。これに対して、研究者教員の間では、演習においては、解釈論上の問題点について判例・学説を正確にフォローして自分なりの分析・考察を試みることも必要ではないか、そのような力がなければ優れた法曹にはなれないのではないかという意見も強い。

私個人としてはどちらかといえば後者の考え方に近い。法科大学院生も——法科大学院であり「法務博士（専門職）」という学位を取得することに照らしても⁽³⁾——本格的に法律学に取り組む必要があり、それによって初めて、しっかりした法的素養に立脚した創造的な法的思考のできる優れた法曹が育つと考えるからである。しかし、現在の司法試験の内容に照らすと、先に述べた実務家教員の見解のほうが実情には適っていると思われる部分がある。

試行錯誤を経て、「民法演習Ⅱ」と「民法演習Ⅲ」では、テーマによって設例演習と判例演習とを使い分けている。前者では、事前にインターネットで配信した事例設問（小問や参考判例、参考文献を付けている）について直接に受講者に解答を聞き、それをもとに質疑応答を進めている。そして、授業終了後には3～4名を1グループとしてモデル答案作成を割り当てている。判例演習では、当該事案の紹介、判例と学説の状況についてあらかじめ割り当てた学生に報告をさせ、それを踏まえて、予習ペーパーに沿って質疑応答を進めるという方法をとっている。後者では、報告に当たった者は別として、こちらのねらいどおり判例を丹念に読んで分析し、学説を手がかりにして自分なりにその問題

(2) 展開・先端科目 (民法関係)

環境法 (私法系／公法系)	2 単位
土地私法	2 単位
消費者問題	2 単位

・履修年次は、環境法は 3 年次、土地私法と消費者問題は 2 年次以上である。

四 教育方法について

1 講義科目と双方向・多方向の授業

法科大学院では、講義科目においても、教壇からの一方的な講義に終始するのではなく、双方向・多方向の質疑応答を重視すべきものとされている。特に、法科大学院制度開設前後は、アメリカのロー・スクールのソクラテス・メソッドが有力なモデルとされた。しかし、これに対しては、判例法主義と制定法主義との違い、国民性の違い、教員の負担等から懐疑的な見方も多かった。質疑応答を実際にどのように取り入れて生かしてゆくかが、特に 1 年次の講義科目のひとつの課題である。

私の講義科目では、資料にあるように、教科書の「設例」のほかに、あらかじめインターネットによって配信したレジメに「Q.」として設問を掲げておき、各自がそれに対する自分の答えを準備してくることとしている。授業では、「設例」や「Q.」について学生に答えさせ、それをめぐって質疑応答を行っている。予習が前提なので学生たちからは一応の解答は出てくるが、授業の進度との関係で質疑応答に十分な時間が取れず、中途半端で終わってしまうことが多いのが実情である。⁽²⁾

実際には、法科大学院や担当者によって質疑応答の用い方はかなり異なっている。質疑応答あるいはディベートを主体とする授業も少なくないが、全体としてみると、講義形式を主としながら質疑応答を適宜取り入れるという方法が多いようである。西南学院大学の民法の講義科目に関しては、講義と質疑応答

の研究論文及び著書等研究業績のある元裁判官)である。

- ・民法財産法の科目立ては、法科大学院によって必ずしも一様ではない。日本民法典の編別の順序にほぼ沿ったものが多いと思われるが、民法総則と契約総則を組み合わせて1科目としたり、債権総論と担保物権を組み合わせるなど、限られた単位数でできるだけ合理的な学修ができるように各校が工夫している。

【演習科目】

民法演習Ⅰ	2単位・・・債権法
民法演習Ⅱ	2単位・・・物権法・担保物権法・責任財産保全法
民法演習Ⅲ	2単位・・・総則・家族法

- ・すべて必修科目で、2年次配当科目である。
- ・民法演習ⅠとⅡの担当者は研究者教員。民法演習Ⅲは、研究者教員と実務家教員(元裁判官)が共同担当している。
- ・上記科目のほかに、2年次及び3年次生対象の臨時開講科目として2008年度から以下の演習科目を開設している。研究者教員3名(民法2名、民事訴訟法1名)で共同担当している。

民事法事例演習Ⅰ	2単位
民事法事例演習Ⅱ	2単位

【総合演習科目】

民事法総合演習Ⅰ 2単位・・・民法と民法ととの統合科目

- ・3年次配当の必修科目である。
- ・担当は、研究者教員と実務家教員(弁護士)が共同で担当している。
- ・民事法系の総合演習として、ほかに、商法と民事訴訟法との統合科目として民事法総合演習Ⅱがある。

三 西南学院大学法科大学院における民法関係の科目について

1 全体の組み立て

西南学院大学法科大学院では、民法については、以下のように大きく三つの段階に分けて教育目標を設定し全体を組み立てている。

すなわち、1年次には、法学未修者を対象として、理論的基礎にもとづいた体系的知識と基礎的な問題解決能力を修得させる。2年次には、主に演習を通じて、体系的知識の拡充・深化及び応用的な問題解決能力を修得させる。3年次には、実際の事件の処理に近い形で、分野横断的な統合的な問題処理能力を修得させる、という組み立てである。このような三段階構造は、西南学院大学独自のものではなく、日本の法科大学院が共通して採用しているものと認識している。

なお、このような法律基本科目としての授業科目のほかに、特定の分野について、より高度な学識や必要な素養を修得する場として、「展開・先端科目群」の中にいくつかの民法関連科目を開設している。

2 科目配置

西南学院大学では、民法については以下のような科目を開設している。

(1) 法律基本科目

【講義科目】

民法Ⅰ（総則・物権法）	4単位
民法Ⅱ（債権総論・契約法）	4単位
民法Ⅲ（担保物権法）	2単位
民法Ⅳ（不法行為法等）	2単位
民法Ⅴ（家族法）	2単位

- ・すべて必修科目である。民法Ⅲ（担保物権法）は2年次配当であるが、それ以外は1年次配当科目である。⁽¹⁾
- ・担当者は、民法Ⅰ～Ⅳは研究者教員。民法Ⅴは実務家教員（家族法分野

この報告では、西南学院大学法科大学院における民法教育の現状について報告し、また、それと関連して、日本の法科大学院教育の抱えている問題点についても言及する予定である。韓国で法科大学院教育に携わりそれぞれの授業科目を担っておられる先生方にとって、多少なりとも参考になれば幸いである。

二 民法科目の位置づけ

初めに、法科大学院教育における民法科目の位置づけを述べておきたい。民法は、民事系科目の中で最も基本的で重要な法領域として、3年間（法学未修者の場合）あるいは2年間（法学既修者の場合）をかけて、いろいろな科目を通じて段階的に必要な知識と問題解決能力を涵養すべきものとされている。

法科大学院が法曹（法律実務家）の養成に特化した教育機関であることから、他の法律基本科目と同様、民法の教育も、従来の法学部や大学院（法学研究科）のそれとは異なり、法理論教育を中心としながらも実務教育との架橋を果たすことが求められている。たとえば、民事法領域における要件事実論や事実認定論が独立の必修科目として開設されており、また、3年次には、模擬裁判等の実務基礎科目や演習を通じて、分野横断的で統合的かつ実践的な問題解決能力を修得すべきものとされている。しかし、実務教育との架橋という課題への対応はそれにとどまるものではない。1年次の法律基本科目の中でも、後に述べるように（四三参照）、その点を意識し留意した教育内容であることが求められている。

なお、司法試験においては、民法という独立の試験科目は存在しない。短答式試験でも論文式試験でも、民法は、商法および民事訴訟法とともに「民事系科目」を構成している。もっとも、各設問が分野横断的な融合問題となっているというわけではない。

否かは予断を許さない状況にあり、司法試験でどのような実績をあげるかは各法学専門大学院にとってやはり切実な問題だということであった。

私の報告の中では、西南学院大学法科大学院における民法教育にとどまらず、日本の法科大学院教育全般について、理念と現状との関係や直面している様々な問題点にも言及した。また、本稿では、その部分と関連して、近年各方面からなされている、修了者のみならず司法修習生並びに新法曹は基本的な知識や法的思考能力が不十分であるという指摘についての考察を、新たに末尾に付け加えた（六 法律基本科目教育のあり方について）。本稿のタイトルが「西南学院大学法科大学院における民法教育と法科大学院教育の課題」という複合的なものになっているのはそのためである。上記のような指摘が事実であるとなれば、その主要原因が「数」にあることは否定できない。しかし、問題はそれに尽きるわけではなく、むしろ、従来の法科大学院教育の基本方針自体にその原因が内在しているのではないか。司法試験の内容も含めて、わが国の法曹養成教育にとって本当に必要なもの、尊重されるべきものが見失われて、「実務との架橋」とか「知識よりも考え方」という標語の下に、当面の問題処理に偏った教育がなされているのではないか、というのが私の問題意識である。十分な調査・検討を経ていない未熟な論稿であるが、実際に法科大学院で授業を担当してきた者の一人として、法曹養成制度をより充実するためのひとつの問題提起になればと考え、国際交流事業の報告を兼ねて、本誌に公表する次第である。

一 はじめに

私は2004年4月に日本で法科大学院制度が発足して以降、5年あまりに亘って西南学院大学法科大学院で民法（財産法分野）の授業を担当してきた。当初から試行錯誤の繰り返しで未だに改善を要する点が後を絶たず、学期中は授業の準備と後始末に日々追われている。おそらく、日本の多くの法科大学院の専任教員はこれと似たような状況にあるのではないだろうか。

西南学院大学法科大学院における 民法教育と法科大学院教育の課題

多田利隆

本稿は、2009年8月25日に韓国釜山市にある東亜大学校法学専門大学院において行われた「韓日民法国際シンポジウム ロー・スクール制度下における民法の教授法」(Korea-Japan Civil Law International Symposium :Teaching Methodology of Civil Law under Law School System)の報告原稿に加筆したものである。

このシンポジウムは、ロー・スクールにおける民法教育のありかたについて日韓双方で検討しようとする企画であり、今回は、法学分野で東亜大学と友好協定を締結している立命館大学と西南学院大学から、それぞれ、二宮周平教授と私が招かれて、実際に自分達の授業で使用したレジメ等を示しながら報告を行い、それを踏まえて質疑応答が行なわれた。

周知のように、韓国では本年(2009年)3月からわが国の法科大学院に相当する法学専門大学院が発足し、本格的な教育がスタートしたばかりである。今回のシンポジウムにおいては、実際に学生を受け入れ授業を担当してみても遭遇した様々な問題点について、日本の経験から参考になる情報を得ようとする東亜大学校側の熱意が強く感じられた。韓国の法学専門大学院は、開設認可の段階で数が絞られ(全国で25校)、学生数にも上限があって(一校で最大150名)、その結果、修了生の数が1年間に約2000名であるのに対して、司法試験の合格者数を年間約1500名に増やすとされているから、学生数の過剰や司法試験合格率の低さに直面して大半の法科大学院が四苦八苦している日本の現状から見ると、恵まれた環境でスタートを切ったとすることができるであろう。しかし、東亜大学校の先生方のお話では、司法試験の合格者数が予定通り増加されるか